

航空障害灯・標識の設置要領

1. 航空障害灯

(航空法第51条、同規則127条、127条の2)

1) 設置義務者

地表または水面から60m以上の高さの物件の設置者

2) 種類

種類	灯光	閃光・明滅回数	実効光度	灯器の型式
高光度 航空障害灯	航空白の 閃光	1分間に40~60回	20万 cd以上	FX-7S-200K型障害灯 (放電管 X-7)
				FX-7S-200K型標識灯 (放電管 X-7)
中光度 航空障害灯	航空赤の 明滅	1分間に20~60回	1,600cd以上	OM-6型 (PR 100V 500W×2)
低光度 航空障害灯	航空赤の 不動光	不動光	10cd以上	OM-7型 (PR100V 500W) OM-3A型 (Lw100V 100W) OM-3B型 (ネオン管100V 90W)

3) 取付基準

クレーン高さ	ジブ長	取付場所	型式	灯数	明滅	備考
60m以上~ 90m未満	45m未満	ジブ先端	OM-3A	1	不動光	
		ジブ中間	-	-	-	
		ガイサポート	OM-3A	1	不動光	
	45m以上	ジブ先端	OM-3A	1	不動光	
		ジブ中間	OM-3A	1	不動光	
		ガイサポート	OM-3A	1	不動光	
90m以上	45m未満	ジブ先端	OM-7	2	明滅	OM-6 中光度の代用
		ジブ中間	-	-	-	
		ガイサポート	OM-3A	1	不動光	
	45m以上	ジブ先端	OM-7	2	明滅	OM-6 中光度の代用
		ジブ中間	OM-3A	1	不動光	
		ガイサポート	OM-7	2	明滅	OM-6 中光度の代用

4) 届出

航空障害灯および昼間障害標識の設置者は、次のものを遅滞なく所轄航空局長へ届け出る事。

- ① 航空障害灯および昼間障害標識の設置届出書
 - イ) 設置者の氏名、住所 「設置者とは、物件の財産管理責任者以上の者を指す」
 - ロ) 設置日
 - ハ) 物件の所在地その緯度、経度
- ニ) 物件の種類、高さ、海拔高
- ② 航空障害灯および昼間障害標識設置概略平面図
- ③ 航空障害灯および昼間障害標識設置概略立面図
- ④ 物件位置図「国土地理院発行の1/25,000または、1/50,000の地図 コピー不可」
- ⑤ クライミング計画図

2. 昼間障害標識

(航空法第51条の2、同規則132条の2、3、4)

クライミングクレーンの昼間障害標識は、ジブを先端から黄赤と白の順に交互に帯状に7等分に塗色する。

3. 設置についての注意

クライミングクレーンは、仮設の物件でありますので、設置場所周囲の状況等により例外規定等があります。必ず事前に航空局へ相談してください。